日本学生支援機構給付奨学金「適格認定(家計)」について

日本学生支援機構給付奨学金は、毎年(10月)、奨学生本人及び生計維持者の経済状況(4月在籍報告等及びマイナンバーにより取得した所得等情報及び申告された資産額)に基づき、支援区分の見直し(適格認定(家計))が行われます。(日本学生支援機構 HP 参照)

1. 支援区分の見直し結果の確認方法

9月6日(水)から順次、スカラネット・パーソナルにて確認できます。

- ※「奨学生番号ごとの詳細情報」画面>支援区分適用履歴から確認してください。
- ※支援区分欄に「Ⅰ(満額)~Ⅲ(I/3)」の表示があり、資産基準を満たしている場合のみ、2023年 I0 月以降の支援対象となります。資産基準を満たしていない場合は「支援対象外(停止)となります。
- ※支援区分欄に支援区分の表示がない場合は、支援区分見直しが終了していません。随時更新されますので、日を置いて確認してください。
- 2. 後学期の授業料免除申請について

支援対象となる人は、後学期の授業料免除の継続申請が必要です。大学 HP で申請要項を確認し期限内に必要書類を提出してください。[9/14 期限]

3. 支援対象外となった方または支援額が下がった方への支援

家計に急変が生じている場合

- ・給付奨学金の家計急変事由に該当している場合は、家計急変としての申請が可能です。
 - →詳細はこちらをご確認ください。
- ・貸与奨学金の家計急変事由に該当しており、第一種奨学生でない場合は、緊急採用(第一種奨学金) の申請が可能です。
- ・貸与奨学金の家計急変事由に該当しており、第二種奨学生でない場合は、応急採用(第二種奨学金) の申請が可能です。
 - →希望する人は、学生支援・社会連携課経済支援係までご相談ください。
- ・新型コロナウィルス感染症の影響により家計急変した学生は、後学期の新型コロナウィルスの影響により家計急変した学生に対する授業料免除の申請が可能です。[9/2| 期限]
 - →詳細はこちらをご確認ください。

第一種奨学金を受けている場合

- ・給付奨学金が支援対象外となった場合、第一種奨学金は併給調整による制限を受けません。
 - →詳細はこちらをご確認ください。
- ・選択月額によっては、貸与月額を増額できる場合があります。
 - →希望する人は、学生支援・社会連携課経済支援係までご相談ください。

第二種奨学金を受けている場合

- ・貸与月額の増額が可能です(既に最高月額を選択している人を除く)。
 - →希望する人は、学生支援・社会連携課経済支援係までご相談ください。

家計に急変が生じておらず、給付奨学金のみ受けている場合

・第一種奨学金および第二種奨学金(秋募集(二次採用))の申請が可能です。[10/13 期限(予定)]

→詳細はこちらをご確認ください。(令和5年度分は9月中下旬に掲載予定)

<お問い合せ先>

〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町 | 番地

京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課経済支援係(3号館 | 階)

TEL:075-724-7143(平日8:30~17:00)

E-MAIL: shogaku@jim.kit.ac.jp